

女川原子力発電所2号炉 確率論的リスク評価(地震PRA)について (審査会合での指摘事項に対する回答)

平成31年2月12日
東北電力株式会社

目次

1. はじめに

2. 審査会合での指摘事項に対する回答

(補足)地震PRAの更新結果を踏まえた新たに追加すべき事故シーケンスグループの有無について

1. はじめに

- 第142回審査会合(平成26年9月30日)において、女川2号炉の地震PRAについて全体の説明を行い、地震ハザードの審査後に改めて説明することとしていた
- 第558回審査会合(平成30年3月23日)において、地震ハザード評価について、「概ね妥当な検討がなされた」と評価された
- 第583回審査会合(平成30年6月7日)において、地震ハザード評価を反映した地震PRAについてご説明した。建屋フラジリティについては新旧の模擬地震波ターゲットスペクトルの形状が概ね一致していることから従前のものを踏襲していたが、建屋フラジリティ評価に与える影響について確認する旨のご指摘を受けた
- 本日は、第583回審査会合における指摘事項について、地震PRAに反映した結果について説明する

2. 審査会合での指摘事項に対する回答(指摘事項No.2)

(1) 指摘事項

- ・炉心損傷に直結する事象として、制御建屋空調系喪失事象の選定の妥当性について整理すること

(2) 回答

- ・従前、「制御建屋空調系喪失」※1は、「計測・制御系喪失」と喪失する機能は同一であるが、事故の進展及び時間余裕が異なることから、別の起因事象として整理し、炉心損傷に直結する事故シーケンスとしていた。しかしながら、「制御建屋空調系喪失」発生時において、中央制御室等の室温上昇は比較的緩やかであり、計測・制御機器への影響が生じる前に手動停止等の対応が可能である
これは、学会標準※2の起因事象除外判定基準「事象が発生してもプラント停止までには十分に時間があり、その間に当該事象が確認され事象の収束を図ることができる可能性の高い事象」に該当すると考え、起因事象から除外することとした
- ・また、制御建屋空調系が喪失した場合においても計測・制御系が機能喪失するまでには時間余裕があるものの、仮に中央制御室が使用不能となった場合でもRSS盤からの操作が可能である
- ・以上を踏まえ、地震PRAの起因事象から「制御建屋空調系喪失」を除外することとし、地震PRAへの反映を行った。結果については、P5「(補足)地震PRAの更新結果を踏まえた新たに追加すべき事故シーケンスグループの有無について」において示す

※1 制御建屋内の換気空調系の損傷により、中央制御室及び電気品室の室温が上昇し、「計測・制御機器」が機能喪失し、プラントの制御が不能となり炉心損傷に至る事象

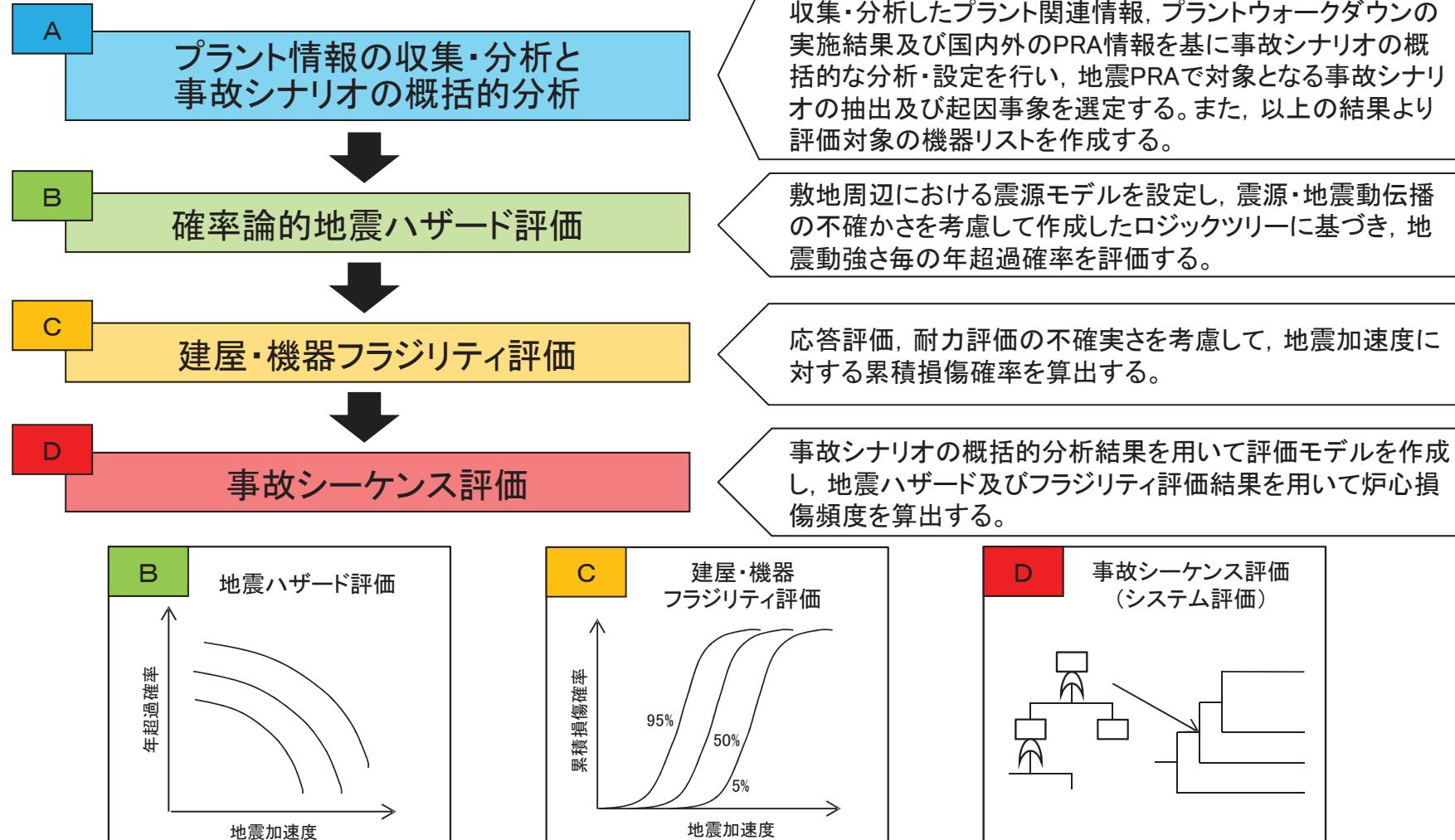
※2 一般社団法人日本原子力学会発行

「原子力発電所の出力運転状態を対象とした確率論的リスク評価に関する実施基準(レベル1PRA編):2013」

(補足)地震PRAの更新結果を踏まえた新たに追加すべき事故シーケンスグループの有無について(1/4)

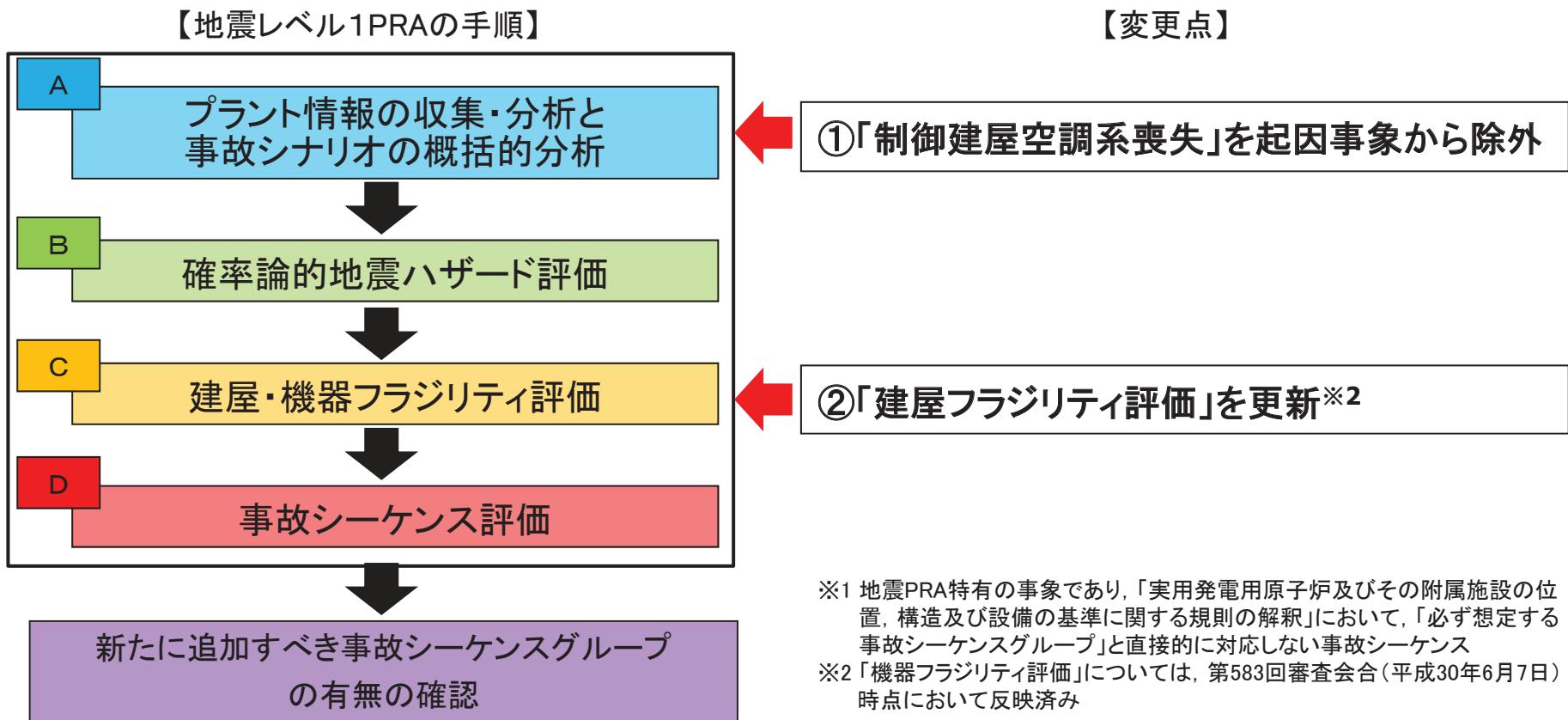
- ▶ 地震レベル1PRAの手順及び各プロセスの概要について以下に示す

地震レベル1PRAの手順及び各プロセスの概要



(補足)地震PRAの更新結果を踏まえた新たに追加すべき事故シーケンスグループの有無について(2/4)

- 今回、①「制御建屋空調系喪失を起因事象から除外」及び②「建屋フラジリティ評価の更新」を実施したことから、地震PRAの評価結果が更新されるため、新たに追加すべき事故シーケンスグループ※1の有無について確認



(補足)地震PRAの更新結果を踏まえた新たに追加すべき事故シーケンスグループの有無について(3/4)

<地震PRA結果>

- 頻度の観点 ⇒ 地震特有の事故シーケンスの全炉心損傷頻度に対する寄与割合はそれぞれ1%未満(下表参照)
- 影響度の観点 ⇒ ①「制御建屋空調系喪失を起因事象から除外」及び②「建屋フラジリティ評価の更新」により事象の影響度は変わらない

<新たに追加すべき事故シーケンスグループの有無の確認>

- ✓ ①及び②の地震PRAへの反映後においても、頻度・影響度の観点から、従前の結果は変わらず、新たに追加すべき事故シーケンスグループはないと判断

表 地震特有の事故シーケンスと全CDFに対する寄与割合

事故シーケンスグループ		炉心損傷頻度	全CDFに対する寄与割合
E-LOCA	ノズル等の損傷または主蒸気逃がし安全弁の開に失敗し、大破断LOCAを上回る規模のLOCAが発生し、炉心損傷に至る	8.0×10^{-7}	0.9%
原子炉建屋損傷	原子炉建屋の損傷により、原子炉格納容器、原子炉圧力容器、非常用交流電源や注水設備等の広範囲にわたる建屋内の構築物及び緩和設備が損傷し、炉心損傷に至る	4.8×10^{-8}	<0.1%
制御建屋損傷	制御建屋の損傷により、建屋内の中央制御盤及び直流電源等が損傷し、炉心損傷に至る	1.9×10^{-7}	0.2%
格納容器損傷	原子炉格納容器等の損傷により、原子炉圧力容器、原子炉格納容器内配管、主蒸気逃がし安全弁等の原子炉格納容器内及び周辺設備が損傷し、炉心損傷に至る	5.2×10^{-7}	0.6%
圧力容器損傷	原子炉圧力容器の損傷により大規模なLOCAの発生及び緩和設備が機能喪失し、炉心損傷に至る	4.1×10^{-7}	0.5%
計測・制御系喪失	計測機器及び制御盤の損傷により、緩和設備が機能喪失し、炉心損傷に至る	3.7×10^{-7}	0.4%
格納容器バイパス	主蒸気隔離弁、原子炉冷却材浄化系隔離弁または給水系隔離弁の損傷による原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離失敗及び原子炉格納容器外の耐震重要度低クラス配管の損傷により、格納容器バイパスが発生し、炉心損傷に至る	1.0×10^{-7}	0.1%

参考 地震ハザード評価の変更ポイント

〔 第583回審査会合(平成30年6月7日)資料抜粋 〕

[参考]第142回審査会合時と今回の地震ハザード評価の変更ポイント(2/3)

■特定震源(内陸地殻内地震)の評価内容の変更

- ・最新の調査結果等に基づき、評価対象の活断層を追加および諸元の見直し(下表の朱書き部分)
- ・「単独の活動を考慮」と「連動の活動を考慮」を分岐させたロジックツリーを設定

第142回審査会合時

単独の活動を考慮	
F-2断層・F-4断層	M 7.2
F-5断層	6.7
F-6断層～F-9断層	7.2
F-12断層～F-14断層	7.1
f-13断層	6.7
f-14断層	6.7
f-15断層	6.7
F-15断層・F-16断層	7.5
網地島南西沖で1測線のみで認められる断層	6.7
加護坊山一笠岳山断層	6.9
旭山撓曲・須江断層	6.8
2003年宮城県中部の地震南部セグメント断層	6.7
長町一利府線断層帯	7.5
北上低地西縁断層帯	7.8
山形盆地断層帯	7.8
福島盆地西縁断層帯	7.8
双葉断層	7.5
鬼首断層	6.7
愛子断層	6.7
作並屋敷平	6.7
遠刈田断層	6.7
鶴巻田断層	6.7
尾花沢断層	6.7
橋岡断層	6.7
新山寺境ノ目	6.7
田沢一里断層	6.7

今 回

単独の活動を考慮	
F-2断層・F-4断層	M 7.2
F-5断層	6.7
F-6断層～F-9断層	7.2
F-12断層～F-14断層	7.1
f-13断層	6.7
f-14断層	6.7
F-15断層・F-16断層	7.5
網地島南西沖で1測線のみで認められる断層	6.7
III断層	7.5
IV断層	7.6
V断層	7.3
加護坊山一笠岳山断層	6.9
旭山撓曲・須江断層	6.8
2003年宮城県中部の地震南部セグメント断層	6.7
I関一石越撓曲	7.3
1962年宮城県北部地震震源断層	6.7
1900年宮城県北部の地震	7.0
長町一利府線断層帯	7.5
北上低地西縁断層帯	7.8
山形盆地断層帯	7.8
福島盆地西縁断層帯	7.8
双葉断層	7.5
横手盆地東縁断層帯	7.7
鬼首断層	6.7
愛子断層	6.7
作並屋敷平	6.7
遠刈田断層	6.7
鶴巻田断層	6.7
尾花沢断層	6.7
橋岡断層	6.7
新山寺境ノ目	6.7
田沢一里断層	6.7

連動の活動を考慮	
■:仙台湾の断層群による地震として運動を考慮	M 7.2
■:石巻平野周辺の断層群による地震として運動を考慮	6.7
■:岩手・宮城県境の断層群による地震として運動を考慮	7.2
F-2断層・F-4断層	7.2
F-5断層	6.7
F-6断層～F-9断層	7.2
f-13断層	6.7
f-14断層	6.7
f-15断層	6.7
網地島南西沖で1測線のみで認められる断層	6.7
III断層	7.5
IV断層	7.6
V断層	7.3
1900年宮城県北部の地震	7.0
長町一利府線断層帯	7.5
北上低地西縁断層帯	7.8
山形盆地断層帯	7.8
福島盆地西縁断層帯	7.8
双葉断層	7.5
横手盆地東縁断層帯	7.7
鬼首断層	6.7
愛子断層	6.7
作並屋敷平	6.7
遠刈田断層	6.7
鶴巻田断層	6.7
尾花沢断層	6.7
橋岡断層	6.7
新山寺境ノ目	6.7
田沢一里断層	6.7
仙台湾の断層群による地震	7.6
石巻平野周辺の断層群による地震	7.6
岩手・宮城県境の断層群による地震	7.6

■地震基盤相当の速度構造の見直し

- ・Noda et al.(2002)に基づく地震動評価において、地震基盤相当の速度構造を見直した。
- S波速度 = 3,000m/s → 2,200m/s P波速度 = 5,000m/s → 4,200m/s

[参考]第142回審査会合時と今回の地震ハザード評価の変更ポイント(3/3)

- ①特定震源(プレート間地震)の評価に係わるロジックツリーの変更 … 主に $10^{-2} \sim 10^{-3}$ の年超過確率に影響(図1参照)
- ②特定震源(内陸地殻内地震)の評価内容の変更 … 主に低頻度、長周期のスペクトル形状に影響
(影響度は低)(図2参照)
- ③地震基盤相当の速度構造の見直し … 主に長周期帯のスペクトル形状に影響(図2参照)

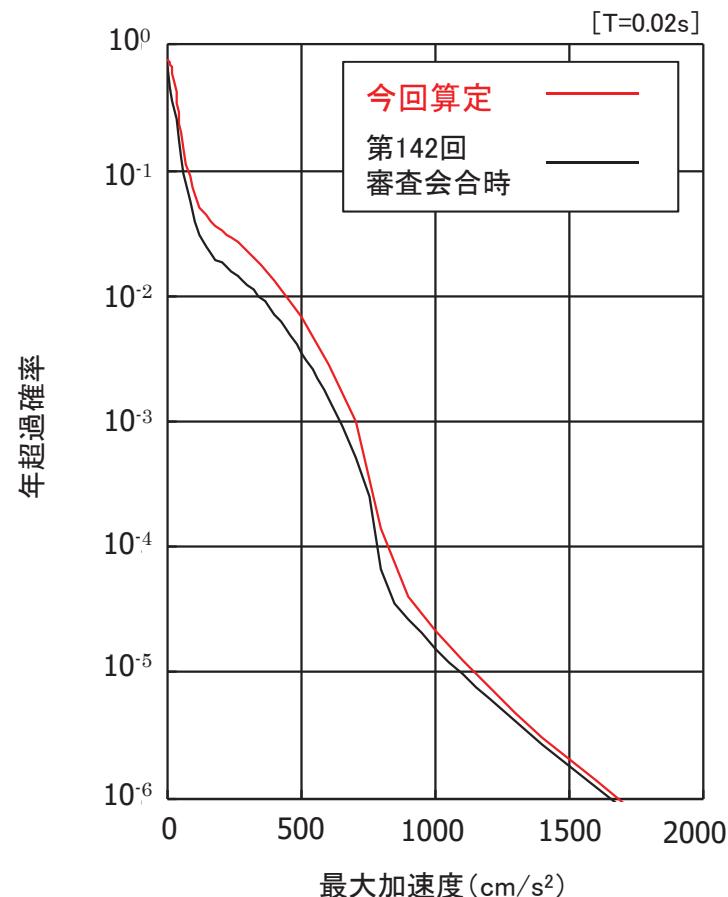


図1 平均地震ハザード曲線(水平方向)

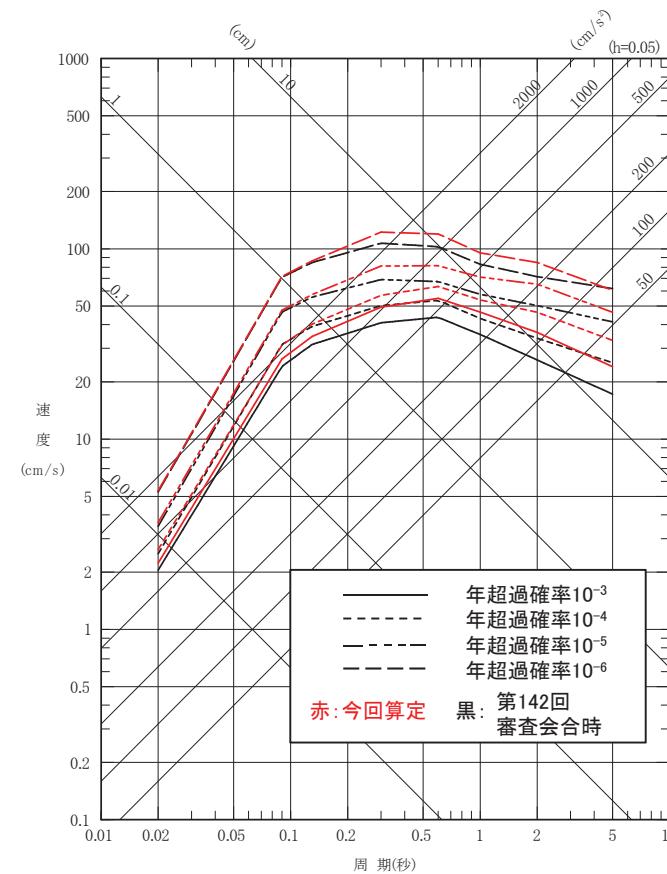


図2 一様ハザードスペクトル(水平方向)